

PL Report <2014 No.3>

国内の PL 関連情報

■ 経済産業省が「業種別の流通事業者向け製品安全に関するガイドブック」を公表

(2014 年 4 月 16 日 経済産業省ホームページ)

経済産業省は、4 月 16 日、ホームページ上に次の 3 種類のガイドブックを掲載した。

(http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/ryutsuguide.html)

- ・ 中小家電販売事業者向け製品安全に関するガイドブック
- ・ 通信販売事業者向け製品安全に関するガイドブック
- ・ ホームセンター事業者向け製品安全に関するガイドブック

昨年 7 月に同省は、流通事業者の自主的な取組を促すための手引きとして「製品安全に関する流通事業者向けガイド」(以下、「ガイド」)を公表している。

さらに、多種多様な流通事業者の存在を考慮すれば、期待される取組は、販売形態、取扱製品の種類、事業規模等によって異なることから、それぞれの特色を踏まえ、製品安全に取り組むことが効果的であるとして、今回、各事業者団体主導でガイドの内容を参考に 3 つのガイドブックが作成・公表された。

ここがポイント

近年の製品安全の取組においては、製造・輸入事業者のみならず、サプライチェーンを構成する全ての事業者の関与が強く求められており、中でも、消費者に最も近い位置にある流通事業者の取組が注目されています。このような流れの中で、公表された「ガイド」はすべての流通事業者に対して製品安全の取組の重要性を喚起し、その方向性を示す意味で重要な指針となりました。

ガイドを踏まえ、今回、作成・公表された 3 つのガイドブックは、次のような特徴を持っており、当該業界における製品安全をより一層推進していくものと思われます。

- ・ 各業界の特性に応じた好取組例が豊富に示されていること。
- ・ 各項目の取組内容やその程度について、製品安全実現に向けて当該業界に求められる役割・期待を現状を踏まえながら検討し、業界として目指すべき姿を明確にしていること
(例えば、通信販売業及びホームセンター業向けのガイドブックでは、より安全な製品の供給を受けるための供給者及び製品の選定の重要性を明らかにし、そのための評価の視点、手法等が具体的に示されている)。

また、当該ガイドブックの内容をもとにした取組を事業者において実践しやすくするために、次のような工夫もされています。

- ・ 各業務プロセスにおける取組について、4 段階の「重み付け」が設定されており、自社が製品安全の取組を検討する際に優先順位や難易度の判断の目安になること。
- ・ 巻末に「製品安全業務フロー図」が掲載され、ガイドブックで推奨される取組の全体像が見やすく整理されていること。

前述の通り、製品安全の推進のためには、サプライチェーンとしての取組が重要であり、該当する流通事業者は、自社の製品安全管理態勢の構築に加え、自社の取引先である製造・輸入事業者等のサプライチェーンの構成者との間で製品安全確保に関する方針の共有や役

割・責任分担の取り決めの際にも、本ガイドブックを活用することが期待されます。また、製造・輸入事業者においてもこれらガイドブックの内容を理解し、サプライチェーン全体での製品安全実現に向けて寄与していくことが望まれます。

NITE が台所用品の誤使用や不注意な使い方による事故について注意喚起

(2014 年 4 月 24 日 製品評価技術基盤機構ホームページ)

NITE（製品評価技術基盤機構）は、4 月 24 日、台所用品などによる事故の防止を図るため「新生活スタート、台所用品による事故防止について」として、台所用品の誤使用や、不注意な使い方による事故の注意喚起を行った。

事故情報収集制度によって NITE に報告された台所用品の事故は、平成 20 年度～24 年度の 5 年間で合計 2,232 件報告され、報告件数の調理器具別第一位は「鍋・鍋ぶた」（95 件）であった。また、台所用品の事故を分析した結果、「製品に起因しない事故」の発生割合は、「製品に起因する事故」の約 2.5 倍となっている。

入学や就職、転勤などによって新生活をスタートする時期ということもあり、製品を正しく使用して事故を未然に防止するよう呼びかけを行った。

ここがポイント

強火で煮込む際に、鍋ぶたを意図的にずらしコンロにかけることや、炎のスペクトルによっては使用者が炎に気づかないまま鍋ぶたに直接炎を当てているケースは少なくありません。これらの使用法は使用者の生活習慣に起因するものであり、改善することは容易ではありません。

一方、上記のような誤使用による事故・クレームが消費者から多く寄せられる流通販売事業者の中には、これらの情報を収集・分析し、PB（プライベートブランド）製品について、同様の誤使用をしないよう、警告ラベルを製品に貼り付ける取組を行っている例が見られます。さらに、この取組を踏まえ、同流通事業者が取り扱う NB（ナショナルブランド）製品にも同様な取組が広がっています。

上記のような、生活習慣化している誤使用による事故に関しては、当該製品の製造事業者のみなど単独での対策には限界があることも事実です。このような事故の低減を目指すためには、事故情報を含めた市場情報をサプライチェーンで広く共有するとともに、消費者に対する製品誤使用による事故リスクや正しい使用方法について一層の周知を含め、サプライチェーンとして実行可能な事故防止策を検討し、関連する事業者が連携して対策を実行することが重要といえます。

農林水産省が「食品のリコール社告の記載例」を公表

(2014 年 4 月 4 日 農林水産省ホームページ)

農林水産省は、4 月 4 日、食品のリコール社告の記載例を公表*した。

本記載例は、新聞等へ掲載する社告を消費者にとってより分かりやすいものとし、被害の未然防止に資するため、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」（JIS S 0104:2008）を参考に作成された。また、本記載例には、異物混入や誤表示等のリコール原因別に、社告の冒頭部分の記載例を 10 個挙げている。

*社告記載例の URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/pdf/recallsyakoku260404.pdf>

ここがポイント

従来、食品に関して行われてきたリコール社告の中には、謝罪や弁解に終始していたり、当該製品の危険性（食中毒菌の混入やアレルギー表示の欠落等）や消費者がとるべき対応（喫食厳禁、メーカーへの返送等）の記載が必ずしも明確ではなく、リコール社告の本来の趣旨である消費者の被害の未然防止の観点から、その有効性に疑問があるものが少なくありませんでした。

このため、今回公表された記載例は、食品に関するリコール社告の有効性を確保する観点から、記載例のみならず、記載の際の各種ポイントが端的に説明されており、食品関連企業がリコール社告を検討する際に参考になるものといえます。

なお、リコール社告は、製品の品質・表示等に問題があり、製品回収（リコール）を行うに際し、消費者にリコール情報を的確に伝達し、回収率を向上させるための手段の一つといえます。リコールを行う場合には、社告に加えて、リコール情報をより確実に伝えるために、製品種類や消費者の属性等に応じた媒体・手段等の選定をはじめ、効果的な手法について十分検討の上、実施していくことが肝要となります。

海外の PL 関連情報

欧州議会が消費者用製品に原産国表示を義務付ける案を決議

欧州議会（European Parliament）は、本年 4 月 16 日、消費者用製品の安全対策を強化し、欧州連合（EU）域内で流通する製品に原産国を示すラベル（以下、「原産国ラベル」）の貼付を義務付ける原案について決議した。

現在、EU において製品への原産国ラベル貼付は任意であり、ラベルに関する基準等について取扱う機関も定められていないが、今回決議された原案をもとに、今後開催される欧州議会において、EU 加盟各国により、原産国ラベルの具体的な導入に向けた協議が進められることになる。

ここがポイント

欧州議会のプレスリリースによると、今回の原産国ラベル義務付けに関する決議の背景には、RAPEX*を通じ EU 加盟各国より通報のあった危険製品の約 10%について、原産国及び製造事業者が判明しない状況の改善、すなわち製品のトレーサビリティを改善し、EU 域内で流通する製品の安全性を確保しようとする EU の意向があります。

* RAPEX（Rapid Alert System for non-food dangerous products）：

EU 域内で流通する消費者用製品（食品・飼料、医薬品・医療機器を除く）を対象とした危険製品に関する情報共有システム

今回の原産国ラベル義務付けは、食品以外の消費者用製品に幅広く適用されることが特徴です（医薬品や生きた動植物、アンティーク製品等は対象外）。また、今回の原案には、EU 域内の製造事業者は、原産国として「EU」と表示するか、個別の国名表示を選択できることや、製造過程が複数国にまたがる場合に、「最終の経済的に正当な加工過程（the last substantial, economically justified processing）」があり、結果として「製造における重要な段階（an important stage of manufacture）」が所在する場所を原産国として記載するなど、注目すべき取扱いも含まれます。

本誌前号でも報じたとおり、EU においては、加盟各国が連携し域内で流通する製品の規制遵守状況等の市場監視を含め、製品安全対策の強化を進める動きがありますが、今回の原産国ラベルの義務付け案も、このような動きと軌を一にするものといえます。

原産国ラベルが義務付けられた場合、特に EU 域外に製造過程を持つ製品のマーケティングに重大な影響を与える可能性があり、また、リリースによると、今回の原案には EU の安

全規制を遵守しない企業への罰則強化なども盛り込まれていることから、今後、原案を加盟各国に遵守義務のある EC 指令化 (=法制化) することに対しては、反対意見も予想されます。このため、原案通りに導入がなされるかは不透明ですが、EU における流通製品に関する規制強化の動きの一つとして、動向を注視する必要があります。

CPSC が衣料販売業者に対し罰金支払いとコンプライアンスプログラム策定を要求

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) は、本年 4 月 8 日、窒息の危険があるとされる「引きひも (drawstrings)」の付いた子供服を販売していた流通事業者に対し、60 万ドルの罰金に加え、コンプライアンスプログラムを策定し遵守することなどを含む罰則を課すことを公表*した。

今回の罰則は、2007 年 6 月から 2010 年 2 月にかけて、同流通事業者が 2,000 点を超える引きひも付きの数種の子供服を販売したことを原因としている。2009 年に CPSC が同流通事業者に対し、危険製品 (リコール対象製品) を販売したことについて CPSC への報告義務に違反したことを理由に 3 万 5,000 ドルの罰金を課したが、その後も在庫品等の販売が継続され、再び CPSC への報告義務に違反したというものである。なお、罰則の対象となった数種の子供服については、2009 年 1 月、2010 年 2 月、2010 年 4 月、2010 年 5 月にそれぞれの製品のメーカーにより自主リコールが公表されていた。

*<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2014/Forman-Mills-Agrees-to-Pay-600000-Civil-Penalty>

ここがポイント

米国においては、連邦法により、製造業者、流通・販売業者は、取扱製品に欠陥があり、重大な危害を及ぼすおそれがあること、もしくは、CPSC により課された消費者用製品に関する安全規則、基準等のルールに違反することを認識した場合、24 時間以内に CPSC に報告することが義務付けられています。

子供服の引きひもについては、1996 年に CPSC は安全ガイドライン*¹を公表するとともに、2006 年にはフードやネック部分に引きひものある子供服について、欠陥製品として取り扱う旨のレター*²をホームページ上に掲載しています。

*¹ <http://www.cpsc.gov/PageFiles/64148/208.pdf>

*² <http://www.cpsc.gov/PageFiles/114221/drawstring.pdf>

同流通事業者は、2009 年に罰金を課された時期までにほとんどの製品を売り切っており、危険製品の取扱いの認識はなかった旨反論しています。対象製品による事故は報告されていないにもかかわらず、同流通事業者の違反行為が認定され、多額の罰金を含む罰則が課されており、CPSC の危険製品に対する厳しい姿勢が表れているといえます。

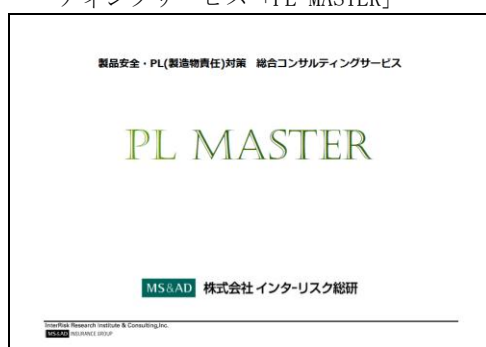
さらに、多額の罰金に加えてコンプライアンスプログラムの策定と遵守が課されていることも注目されます。コンプライアンスプログラムには、コンプライアンス違反発見時の報告を含めた文書による社内ルールの明確化のほか、役職職員研修等による周知、モニタリングの実施、コンプライアンスに関する記録を 5 年以上保存することなど、同流通事業者の管理・運用にまで立ち入った細かい条件が含まれています。

昨今、CPSC は、消費者団体等からの批判もあり、事業者に対する迅速かつ効果的なリコール指導に加え、違反事業者に対する厳しい措置を含め、リコール行政の強化に動いていることは、これまでも本誌で報じてきましたが、今回の事例は、こういった動きが一層強まる可能性を示唆するものといえます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014